

申入書

2013年10月11日

東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
KDDI株式会社 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 高嶋英弘（京都産業大学法務研究科教授）
〒604-0847
京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地
ヒロセビル4階
TEL 075-211-5920
FAX 075-251-1003
（担当）理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社から2013年9月27日付で「申入書」に対するご回答を受領しました。貴社は、同回答中で、「弊社による上記表示と、個々のお客様における誤信に基づく契約締結との関係を確認することなく、一律にお客様の請求に応じられるものではございませんので、大変恐縮ながら貴団体からのお申入れには応じかねます。」と回答していますが、当NPO法人としては、貴社の表示による消費者の誤信と意思表示に因果関係がある場合に取り消されたものとするを求めているのであり、この因果関係がない場合にまで取消対応を求めているわけではありません。

そこで、改めて、下記のとおり、申し入れます。本申入書に対して、本書到達後2週間以内に文書で貴社のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

（申入の趣旨）

貴社が行った「au 4G LTE」に関する通信サービスに関する誤った表示に基づき契約したとの理由で、消費者が貴社との通信サービス契約を解消したい旨の申し出があった場合で、消費者が貴社の上記表示を事実であると誤信したことによって貴社との契約を締結していた場合、貴社において、消費者との間の同契約が取り消されたものとする対応をするよう申し入れる。

（申入の理由）

2013年9月13日付申入書記載の申入の理由のとおり。